

## 9 2021 September

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
2021 10 3 10 17 24 31	日 4 11 18 25	月 5 12 19 26	火 6 13 20 27	水 7 14 21 28	木 8 15 22 29	金 9 16 23 30
5 大安	6 赤口	7 友引	8 先負	9 仏滅	10 大安	11 赤口
12 先勝	13 友引	14 先負	15 仏滅	16 大安	17 赤口	18 先勝
19 友引	20 先負 敬老の日	21 仏滅	22 大安	23 赤口 秋分の日	24 先勝	25 友引
26 先負	27 仏滅	28 大安	29 赤口	30 先勝		

8月分の源泉所得税等の納付  
雇用保険被保険者資格取得届の  
提出 (8月雇入分)

外国人雇用状況届出書 (8月分)  
健康保険・厚生年金保険の保険  
料納付 (8月分)

## 9 総務・経理のお仕事カレンダー 9月の税務と労務



### 税務

- 8月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付  
→9月10日 (金) まで
- 令和3年7月決算法人の確定申告と納付 (法人税・消費税など)  
★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり (消費税は法人税の延長とセット)。  
→決算応当日 (月末決算では9月30日 (木)) まで
- 令和4年1月決算法人の中間申告と納付 (法人税・消費税など)  
→決算応当日 (月末決算では9月30日 (木)) まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人 (前年確定消費税額 (国税) が400万円超の法人) のうち10月・1月・4月決算法人の中間申告と納付  
→決算応当日 (月末決算では9月30日 (木)) まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人 (前年確定消費税額 (国税) の年税額が4,800万円超の法人) のうち6月・7月決算法人を除く法人の中間申告と納付  
→決算応当日 (月末決算では9月30日 (木)) まで

### 労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 (8月雇入分)  
→9月10日 (金) まで

- 外国人雇用状況届出書の提出 (雇用保険の被保険者ではない外国人の8月雇入・離職分)  
→9月30日 (木) まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付 (8月分)  
→9月30日 (木) まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

### Column

#### 高齢者と税・社会保険料

9月20日は敬老の日です。税務・労務ともに一定年齢を境に取扱いが変わるものがありますので、いくつか紹介します。

#### 【税務上の取扱い】

従業員等の年末調整をする際に、12月31日時点で被扶養者が70歳以上であれば、配偶者控除額・扶養控除額が増加します。また、労務上の取扱いに記載のとおり、65歳・70歳・75歳を境に社会保険料控除額が変動します。なお、給与天引き以外の保険料は、従業員等が保険料控除申告書に記載してある場合があります。

#### 【労務上の取扱い】

65歳から、介護保険料が給与天引きから原則年金天引きとなります。また、70歳に到達すると厚生年金保険が資格喪失となり、保険料の納付そのものがなくなります。さらに、原則75歳から健康保険の被保険者ではなくなり、後期高齢者医療制度の被保険者となるため、給与天引きから年金天引き又は直接納付に変わります。



令和5年10月  
から始まる!

# インボイス制度のポイント

税理士 金井恵美子

## 偽インボイスを交付した場合の罰則

令和5年10月1日に、インボイス制度がスタートします。

インボイス制度は、売手による消費税の納税がインボイスによって証明された場合に、買手における仕入税額控除を認める厳格な制度です。

したがって、偽インボイスの交付は厳しく禁止されており、罰則が設けられています。

### 1 禁止行為と罰則

インボイスを交付することができるのは、登録事業者だけです。

登録事業者でない者が、登録事業者が作成したインボイスであると誤認されるおそれのある表示をした書類を交付することは禁止されています。

また、登録事業者については、偽りの記載をしたインボイスを交付することが禁止されています。

区分	禁止行為
登録事業者以外	登録事業者が作成したインボイスであると誤認されるおそれのある表示をした書類の交付又はデータの提供
登録事業者	偽りの記載をしたインボイスの交付又はデータの提供

これら禁止行為を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとされています。

### 2 インボイスの記載事項に誤りがあった場合

インボイスを交付した登録事業者は、インボイスの記載事項に誤りがあった場合には、その交付先に対して、修正したインボイスを交付しなければなりません。

また、買手においては、交付を受けたインボイスの記載に誤りがあるときは、仕入税額控除を適用することができません。仕入税額控除を行うために、売手である登録事業者に対して修正したインボイスの交付を求め、その交付を受ける必要があります。自ら追記や修正を行うことはできません。

インボイスの記載事項に誤りがあった場合	
交付した登録事業者	交付を受けた事業者
修正して再交付する義務がある	再交付を受けて保存する必要がある

### 3 「誤った記載」と「偽りの記載」

登録事業者がインボイスの記載事項を誤った場合に、「偽りの記載」をしたインボイス、つまり偽インボイスを交付したものと罰則の対象になるのではないかと心配する向きもあるようです。

しかし、記載事項を単に誤っただけでは、「偽りの記載」には当たりません。

交付したインボイスの記載事項に誤りを発見した場合は、速やかに買手に連絡し、修正した適正なインボイスを交付しましょう。

### 4 買手における確認方法

取引の相手方（売手）が登録事業者（適格請求書発行事業者）であるかどうかは、国税庁ホームページで確認することができます。

国税庁ホームページに公表される事項	
法人	① 適格請求書発行事業者の名称 ② 登録番号 ③ 登録年月日 ④ 本店又は主たる事務所の所在地
個人事業者	① 適格請求書発行事業者の氏名 ② 登録番号 ③ 登録年月日 [個人事業者から申出があった場合には次の事項も追加] ④ 主たる事務所の所在地 ⑤ 主たる屋号